

令和2年度

事業計画書

〔 令和2年4月 1日から
令和3年3月31日まで 〕

公益財団法人 愛知県農業振興基金

令和2年度事業計画

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

I 事業の目的

愛知県農業の永続的な発展と魅力ある地域社会の形成をめざし、農業者の創意工夫を活かした取組等を積極的に支援、促進することにより、愛知県の農業・農村の振興に取り組む。

また、愛知県農業・農村の振興に尽力し、その功績が特に顕著で他の模範となる者を表彰し、農業者やその関係者の様々な活動を積極的に支援する。

さらに、高齢化などによりリタイアする農家の農地を地域の農業生産の担い手に集積・集約することにより、農業経営の規模拡大と農用地の有効活用を促進し、農業の生産性向上に取り組む。

II 事業の内容

1. 農業・農村振興支援事業

(1) 助成事業

① 農業・農村調査研究事業

- ・農業を取り巻く環境の変化が農業・農村に及ぼす影響を調査し、今後の農業振興の方策を明らかにする研究に要する経費への助成を行う。

対象者：産学官共同チーム（大学、農業団体、民間企業、NPO、県等）

② 担い手育成事業

- ・経営管理能力や新規参入者等の生産・販売技術等を養うため、農業法人等への研修に要する経費等への助成を行う。

対象者：農業後継者のグループ、農業者等の組織する団体、公共団体

③ 新農業ビジネスモデル推進事業

- ・新規商品による産地振興や6次産業化の取組など農業の新しいビジネスモデルの開発に要する経費への助成を行う。

対象者：農業者等が組織する団体

④ 安全・良質農産物安定供給事業

- ・安全かつ良質な農産物の安定供給に資する次の事業に要する経費への助成を行う。

ア 新品種、新技術の栽培展示及び調査

イ 農業器資材の適合性調査

ウ 生産振興支援活動でのモデル実証

エ 青果物の残留農薬分析、細菌及び食品成分等の検査、分析

オ 畜産物の抗生物質・抗菌剤、病原菌、食品成分等の検査、検査分析

カ 農家・消費者への情報の提供

キ マイナー作物への登録農薬のための調査分析

ク 環境と安全に配慮した農業推進のための協議会開催及び技術導入調査

対象者：農業者が組織する団体

⑤ 園芸優良種苗供給事業

- ・園芸優良種苗の生産供給、生産指導などに要する経費への助成を行う。

ア 優良種苗の生産供給（いちご、ふき、じねんじょ）

イ 優良種苗の生産指導

対象者：農業者が組織する団体

⑥ 農業理解促進事業

- ・愛知県の農業に対する県民等の理解を深めることを目的とした広報資料の作成及び配布に要する経費への助成を行う。

対象者：農業者等が組織する団体、公共団体

- ・県民への農業に対する理解促進を図るための農作業体験活動や「いいともあいち運動」と連動した取組等に要する経費への助成を行う。

ア 農作業体験活動

イ 農業と食（花を含む）に関する出前授業等

ウ 企業等の社員食堂で使用する県産農産物等のPR

エ 消費者団体等と連携した県産農産物等のPR

対象者：農業者等が組織する団体、公共団体

⑦ 直売所の交流&感動拠点化プロジェクト推進事業

- ・直売所を核とした農業理解促進を強化するための取組等に要する経費へ

の助成を行う。

対象者：農業者等が組織する団体、公共団体

(2) 農業功労者表彰事業

本県の農業・農村の振興に尽力し、その功績が顕著で他の模範となる者を表彰することにより、後に続く者が自信と誇りを持ってその振興に取り組むことを助長し、もって本県の農業・農村の発展に資することを目的として農業振興功労者表彰事業を実施する。

賞の名称：愛知農業賞（あいちアグリアワード）

2. 農地集積推進事業

高齢化等により農業従事者の減少が進む中、地域農業の中心となる担い手への農地の集積と集約を進め、農業の生産性の向上と安定的な経営の促進に資することにより、本県農業生産基盤の持続発展に資することを目的として農地中間管理事業その他農地集積に関する事業を行う。

(1) 農地中間管理事業

① 農用地等についての農地中間管理権の取得 目標面積：1,500ha

「人・農地プラン」の実質化に向けた取組等を通じて担い手への農地の集積・集約が促進されるよう、地域における話し合い等へ積極的に参画する。また、農地利用集積円滑化事業との統合一体化に伴う農地中間管理事業への契約更新が計画的に進むよう、関係団体等との調整を図る。

② 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け

借り受け希望農家等として登録された農家を対象に、農地中間管理権を有する農地の利用配分計画等を作成し貸付ける。

③ 農用地等の改良、畦畔除去等利用条件の改善

借り受けた農地において、畦畔の除去による大区画化等の利用条件の改善工事を実施する。

④ 農用地等の維持管理

農地中間管理権を有する農用地等について、貸付けを行うまでの間、草刈り等の維持管理を行う。

(2) 農業経営基盤強化促進法の特例事業

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、県有農地の売買事業を行う。

3. 事業の推進等

- (1) 助成事業については、県内の農業関係機関及び団体等に対し、事業の周知徹底を図るとともに、事業の審査等を行う運営委員会を開催し、助成金の適切かつ有効な交付を進める。また、交付実績等をホームページ等で公表し、事業の活用促進を図る。
- (2) 農業功労者表彰事業については、県内の農業関係機関及び団体等から広く推薦を募り、審査委員会により公正な選考を行い、表彰式等で受賞者の功績を広く紹介する。
- (3) 農地中間管理事業については、施行5年後見直しによる昨年度の法律改正を経て、本年度は「人・農地プラン」の実質化に向けた話し合いや農地利用集積円滑化事業からの契約更新が本格化することから、県・市町村・JA・農業委員会・土地改良区等の関係機関との連携を一層強化し、一体的に取り組む。
- (4) 農業の生産構造の変化、食の多様化、経済のグローバル化、技術革新など農業を取り巻く大きな環境変化や転換期を迎え、農業振興を使命とする基金設立の原点に立脚して、県や農業団体等との役割分担を踏まえつつ、今日的な支援事業のあり方について検討を行う。